

長野市社会福祉審議会 機構図

◎ 長野市社会福祉審議会

委員定数 : 24人

- ・社会福祉に関する事項を調査審議する。
- ・市長の諮問に答え、又は関係行政庁に意見を具申する。

○ 民生委員審査専門分科会（保健福祉部厚生課）

委員定数 : 6人（本会委員6人 他の専門分科会委員と併任）

- ・民生委員の適否に関する事項を調査審議する。

○ 障害者福祉専門分科会（保健福祉部障害福祉課）

委員定数 : 15人（本会委員6人 専門分科会委員9人）

- ・身体障害者、知的障害者、精神障害者の福祉に関する事項を調査審議する。

★ 審査部会 委員数 : 13人（審議会委員1人 審査部会委員12人）

- ・身体障害者の障害程度の審査に関する事項を調査審議する。
- ・身体障害者手帳の交付申請に係る医師の指定又は指定の取消しに関する事項を調査審議する。
- ・更生医療担当医療機関の指定又は指定の取消しに関する事項を調査審議する。

○ 児童福祉専門分科会（こども未来部 こども政策課・保育課・子育て支援課）

委員定数 : 16人（本会委員6人 専門分科会委員10人）

- ・児童、母子に関する事項を調査審議する。

○ 老人福祉専門分科会（保健福祉部高齢者福祉課）

委員定数 : 15人（本会委員6人 専門分科会委員9人）

- ・高齢者の福祉に関する事項を調査審議する。

○ 地域福祉専門分科会（保健福祉部厚生課）

委員定数 : 15人（本会委員6人 専門分科会委員9人）

- ・地域福祉に関する事項を調査審議する。